

沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）の用に供されている土地をいう。

二 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内に

において使用していた土地で当該土地の所有者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以降沖縄県の区域内において駐留軍の用に供されていた土地で当該土地の所有者に返還されているものをいう。

三 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

（国の責務）

第三条 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

（沖縄県及び関係市町村の責務）

第四条 沖縄県及び関係市町村は、この法律に基づく施策を円滑に実施するものとする。

（駐留軍用地の所有者等の協力）

第五条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者（これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十條の市町村総合整備計画及び第十一條の県総合整備計画（以下単に「総合整備計画」という。）に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

(返還実施計画)

第六条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下「返還実施計画」という。）を定め、計画的な返還に努めなければならない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 駐留軍用地の返還に係る区域

二 駐留軍用地の返還の時期

三 駐留軍用地の返還に際し講ずる措置

四 その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければな

らない。

5 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

6 前三項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

（駐留軍用地を返還する場合の措置）

第七条 国は、駐留軍用地を返還する場合には、当該土地について、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）が異議を述べたときは、この限りでない。

2 国は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴くものとする。

第八条 国は、駐留軍用地を返還する場合において、当該駐留軍用地において土地区画整理事業（土地区画整理事業（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、土地改良事業

（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業をいう。以下同じ。）その他政令で定める事業を施行しようとする者があるときは、その者の申出により、当該土地を原状に回復せず、かつ、前条第一項の規定による措置を講じないでその所有者に返還することができる。ただし、国は、当該土地の上に存在する工作物の撤去その他これらの事業が円滑に施行されるために必要な措置を講じて返還しなければならない。

2 国は、前項の規定により返還された駐留軍用地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地につき支払っていた賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十二条に規定する補償金の額）を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならない。

（調査及び測量）

第九条 国は、沖縄県知事又は関係市町村の長が総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、当該調査及び測量が円滑に行われるよう必要な援助をしなければならない。

(市町村総合整備計画)

第十条 関係市町村の長は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
- 二 交通通信体系の整備に関する事項
- 三 生活環境の整備に関する事項
- 四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
- 五 自然環境の保全及び回復に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴くとともに、沖縄県知事に協議しなければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前三項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

（県総合整備計画）

第十一条 沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第二項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前三項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

（総合整備計画と他の計画との関係）

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）による沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に関する基本構想に適合するよう

定められなければならない。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費について、国が負担し、又は補助する割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2 国は、前項の規定の適用を受ける事業のほか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖縄県及び関係市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

（都市計画法等による処分についての配慮）

第十四条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

（駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置）

第十五条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整

備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（駐留軍用地跡利用基金）

第十六条 国は、関係市町村及び土地開発公社に対して総合整備計画に基づく事業を実施するために必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖縄県が基金を設置するときは、当該基金の設置に關し必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国有財産の譲与等）

第十七条 国は、沖縄県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「関係地方公共団体等」という。）が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、駐留軍用地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）か

ら、総合整備計画に基づく事業を実施するため当該土地の上に存在する国有財産を譲り受け、又は借り受けたい旨の申出があつた場合には、その者に対して、当該国有財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

3 国は、前二項に規定する場合のほか、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

（政令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

（国の負担等に関する規定の適用）

2 第十三条の規定は、平成七年度分の事業（平成六年度分の事業で翌年度に繰り越されたものを除くもの

とし、総合整備計画の決定前に実施されたものを含むものとする。）に係る経費に対する国の負担金又は補助金から適用する。

（防衛庁設置法の一部改正）

3 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法

（平成六年法律第 号）第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条から第九条まで

の規定による措置に関すること。

（沖縄開発庁設置法の一部改正）

4 沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法（平成

六年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること（他の行政機関の所掌事務に属するものを

除く。
）
。

理 由

駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するため、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六十三億円の見込みである。